

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築設備 中間検査
根拠法令等及び条項		建築基準法第87条の4第1項
標準 処理 期間	根拠条項	建築基準法第7条の3第4項
	設定等年月日	平成11年 5月 1日施行 令和 7年 4月 1日施行（現行）
	標準処理期間	申請を受理した日から4日以内
審査 基準	根拠条項	建築基準法第87条の4第1項
	参考事項	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法規則、関連告示、通達、例規、関係法令
	設定等年月日	昭和34年12月23日施行 令和 7年 4月 1日施行（現行）
	<p>【 基 準 】</p> <p>建築基準法 （建築設備への準用）</p> <p>第87条の4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第6条（第3項、第5項及び第6項を除く。）、第6条の2（第3項を除く。）、第6条の4（第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の3第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第7条の6、第18条（第5項から第14項まで及び第41項を除く。）及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第1号又は第2号に係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第3号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。</p> <p>（建築物に関する中間検査）</p> <p>第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査を申請しなければならない。</p> <p>(1) 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工</p>	

事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

- 4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合には、検査実施者は、その申請を受理した日から4日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。